

鹿角家U25 活性化事業委託仕様書

1 委託業務の名称

鹿角家U25 活性化事業委託

2 委託業務の目的

鹿角市出身の25歳以下の若者ネットワーク「鹿角家U25」の認知を広げて会員数の増加を図るとともに、首都圏で暮らす鹿角出身者や鹿角市に関心を寄せる人々との交流を活発にすることで、鹿角とのつながりを保ち続ける機会を創出し、将来的なUターンにつながる意欲を高めることを目的とする。

3 委託期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

4 委託業務の概要

- (1) 鹿角家U25 の認知度向上と会員増加のための企画立案・情報発信
- (2) 鹿角家U25 会員の交流を促進する事業の企画立案・実施
- (3) 鹿角家U25 会員が、鹿角市にUターンまたは関係人口としての関わりを促進する取組みの企画立案等

5 委託業務の諸条件

- (1) 受注者は、自身が所属する企業に3月以上勤務している者とし、企業から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を得ること。
- (2) 他の自治体で地域活性化起業人として活動しないこと。
- (3) 月4日以上かつ20時間以上業務に従事すること
- (4) 「kazuno fes. 実行委員会」に参加すること（月1回程度）。
- (5) 鹿角家U25 交流会に参加すること。
- (6) 月1回、本市においてNPO法人かづの classy 及び本市との打合せを行うこと。
- (7) 本業務を行うためのSNSアカウントは、発注者と協議の上、登録すること。
- (8) 本業務を行うために使用する機器類は、原則として受注者自身が所有する機器等

を使用するものとし、故障・破損・盗難等による損害が発生した場合、発注者は賠償責任を負わないものとする。

6 委託業務の内容

- (1) 上記「4 委託業務の概要」及び「5 委託業務の諸条件」を踏まえた受注者の提案をもとに、発注者と協議の上決定する。
- (2) 上記の提案は、「kazuno fes. 実行委員会」の意見を参考にするものとする。

7 活動報告

- (1) 受注者は、毎月の活動報告書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出すること。
- (2) 活動報告書には、交通費・宿泊費その他事業に要した経費にかかる領収書等を添付すること。

8 実績報告

受注者は、業務に係る事業実績報告書を作成し、令和 8 年 3 月 31 日までに発注者に提出すること。

9 委託料の支払い

- (1) 受注者は、上記「7 活動報告」に基づき、発注者に対し概算払請求を行うことができる。
- (2) 発注者及び受注者は、「7 活動報告」及び「8 実績報告」をもって、委託料の精算を行うものとする。

10 留意事項

(1) 業務体制

受注者は発注者と調整したスケジュールで業務を行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(3) 賠償責任

受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。

(4) 著作権等

- ① 成果品に関する全ての所有権、著作権、利用権等の権利は、発注者に帰属する。
- ② 受注者は、発注者が成果品の二次使用をする場合は認めることとする。

(5) 打合せ

受注者は、発注者と連携を取り、十分な打合せを行うとともに、報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

(6) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者で協議し取り決める。